資料４

北海道移行期医療支援体制整備事業実施要綱

第１　目的

小児期から成人期への移行期にある小児慢性疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律（自立）支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を目的とする。

第２　定義

この要綱において、「小児慢性特定疾病児童等（以下、「児童等」という。)」とは、小児期から成人期への移行期にある慢性疾病の患者、特に児童福祉法第６条の２第１項に規定される小児慢性特定疾病にかかっている患者及び難病の患者に対する医療等に関する法律第１条に規定される難病の患者をいう。

第３　実施主体

この事業の実施主体は北海道（以下「道」という。）とする。

第４　実施方法

道は、第１の目的を達成するため、「移行期医療支援センター」を設置し、事業を適切かつ効率的に実施できる法人等に、その事業の運営を委託する。

第５　事業内容

移行期医療支援センターは次の役割を担うものとし、それに従事する者として移行期医療支援コーディネーターを配置する。

（１）小児診療科と成人診療科の連絡調整や相談対応など、連携を支援する。
（２）成人期に達した児童等への対応が可能な診療科・医療機関に関する情報を収集し公表する。
（３）連携や移行が難しい分野及び疾病の現状を把握し、その改善策を検討する。
（４）患者自身が病気に対する知識を深めるなど、自律（自立）を促進するために必要な支援を行う。
（５）その他、事業の目的を達成するために必要な業務を行う。

第６　関係者の留意事項

関係者は、児童等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、事業の実施によって知り得た事実の取り扱いについて慎重を期すとともに、特に個人が特定されるものに係る情報（個人情報）については、その保護に十分配慮しなければならない。

第７　雑則

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年（２０２３年）８月１日から施行する。